

第1部 基本事項

第1節 計画策定の趣旨

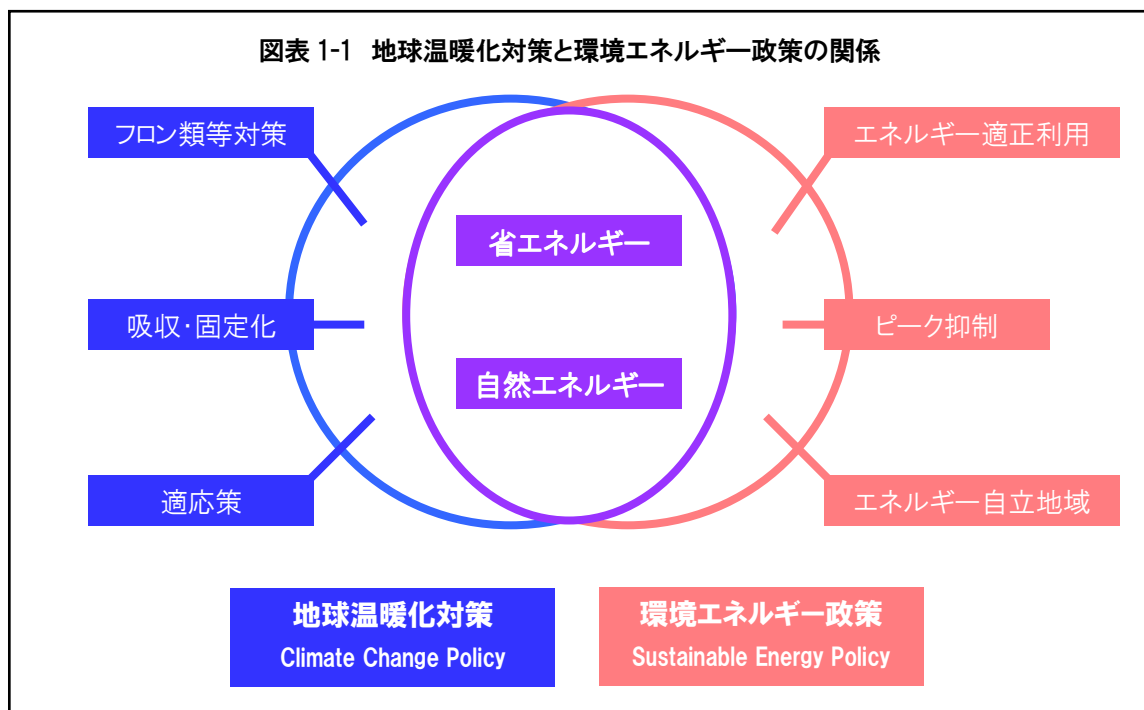
長野県は、2002（平成14）年度に「長野県地球温暖化防止県民計画」（以下「県民計画」という。）を策定しました。その後、2005（平成17）年度に国で策定された「京都議定書目標達成計画」を踏まえて、2007（平成19）年度に県民計画を改定し、地球温暖化対策を推進してきました。

2009（平成21）年度の長野県の温室効果ガス総排出量は、基準年度（1990（平成2）年度）比で森林吸収量を含めて2.8%減にとどまり、2012（平成24）年度までに、森林吸収量を加味した基準年度比6%削減という県民計画の目標の達成は厳しい状況になっています。また、森林吸収量を除く温室効果ガス総排出量で見ると、この間増大傾向を示し、2009（平成21）年度は基準年度比8.7%増となるなど、この間の温室効果ガスの排出抑制の取組が十分ではないことが明らかであるとともに、地球温暖化の影響が県内で顕在化しつつある可能性もあります。

加えて、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故、その後の浜岡原子力発電所の停止措置等により、国全体のエネルギーの供給体制及び長野県におけるエネルギーをめぐる情勢が大きく変化しています。エネルギーの供給状況を見据えながらエネルギー使用の過度の集中を抑制するなど、エネルギーの量的バランスに配慮すると同時に、エネルギー利用に際して適切なエネルギー源を用いることなど、エネルギー利用の効率性に配慮することの重要性が高まっています。

このようなことから、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するとともに、省エネルギー（省エネ）と自然エネルギーの推進に加え、エネルギーの適正利用を図る施策や過度な集中的利用（ピーク）の抑制を図る施策、地域主導のエネルギー事業による地域の自立を図る施策（以下「環境エネルギー政策」という。）を統合的に実施することが喫緊の課題となっています。

そこで、長野県は、地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進するため、現行の第二次県民計画の計画終了時期である本年度に、第三次の県民計画として「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」（以下「本計画」という。）を策定することにしました。



第2節 計画根拠

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）です。

また、「長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）」（以下「条例」という。）第8条に基づく地球温暖化対策を推進するための計画です。「長野県総合5か年計画」及び「長野県環境基本計画」の下位計画として位置付けられています。

第3節 計画期間

本計画の期間は、2013（平成25）年度から2020（平成32）年度までの8年間です。

第4節 定義

1 温室効果ガス

本計画における温室効果ガスとは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する次の物質です。

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）
- ④ ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）
- ⑤ パーフルオロカーボン類（PFC_s）
- ⑥ 六ふっ化硫黄（SF₆）

2 自然エネルギー

本計画における「自然エネルギー」とは、次の「自然エネルギー源」を利用して得られるエネルギーです。

- ① 太陽光
- ② 風力
- ③ 小水力（発電規模3万kW未満）※
- ④ 太陽熱
- ⑤ 地熱その他の自然界に存する熱
- ⑥ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、化石燃料を除く）

※ 小水力については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「固定価格買取制度」という。）に基づく調達対象となる水力発電の規模とする。

3 再生可能エネルギー

本計画における「再生可能エネルギー」とは、前項で規定する「自然エネルギー」に、一般水力*発電を加えたものです。

※ 一般水力については、固定価格買取制度に基づく調達対象とならない水力発電の規模とする。